

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
国 公 有 資 産 の 適 正 化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b> <b>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】</b> <b>■ 地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援</b> 1) 国公有財産の「見える化」 国公有財産は、原則としてすべての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開 《財務省》							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】	
	2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進 地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度) 各種研修の実施により地方公共団体を支援							(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	
	《総務省》	標準的なソフトウェアの開発提供							
	《総務省》	固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用 《総務省》							
	《総務省》	保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討							

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度						
国 公 有 資 産 の 適 正 化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b> <b>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】</b> <b>■ 地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援</b> 1) 国公有財産の「見える化」 国公有財産は、原則として全ての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開 《財務省》							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】	
	2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度) 各種研修の実施により地方公共団体を支援							(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	
	《総務省》	標準的なソフトウェアの提供							
	《総務省》	・ 固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用 ・ 財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、施設類型ごとの一人当たり面積等を公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量について「見える化」 《総務省》							
	《総務省》	固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討							

**重要課題：国公有資産の適正化**

**改革項目：④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進  
・公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」**

**改革工程の進捗状況**

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
国有財産は、原則として全ての資産情報（売却予定、貸付募集を含む）を公開	一般会計所属の普通財産のうち未利用国有地についての保有状況及び処分等の実績をホームページで引き続き公表（順調）	引き続き資産情報の公開を実施
固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）	統一的な基準による財務書類については、2015年度決算について、9.4%の団体において作成済み（2017年3月末）	固定資産台帳が適切に更新されるよう各種研修等の実施により地方公共団体を支援
各種研修の実施により地方公共団体を支援	2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定（順調）	
標準的なソフトウェアの提供		
固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用	固定資産台帳を公表することにより、各地方公共団体の所有する全ての固定資産の所在地・用途・売却可能区分等を「見える化」するよう要請（順調）	KPIの達成に向けた固定資産台帳の整備支援と併せて、引き続き固定資産台帳の公表による公有財産に係る情報の「見える化」について要請
財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、施設類型ごとの一人当たり面積等を公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量について「見える化」	2016年度決算においても、財政状況資料集上で、固定資産台帳の整備に合わせ、施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表（順調）	引き続き、毎年度の各地方公共団体の施設類型ごとの公共施設の保有量を「見える化」
固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討	固定資産台帳については、70.8%の団体において整備済み（2016年3月末）（順調）	整備状況を勘案しつつ、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討

**KPIの状況**

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値 (時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針	
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% 2017年度末	(再掲)	(再掲)	(再掲)

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
国有資産の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;④ 国有財産の最適利用を加速、国有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b> <b>【未利用資産等の活用促進】</b> <b>■未利用資産等の活用促進</b>						(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】		
	国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受け付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分								
	《財務省》	公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開						(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする
	《総務省》	<b>■地域における国有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</b>							
	全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)								
各地域の国有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う									
《財務省、総務省、国土交通省等》									

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度							
国有資産の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<b>&lt;④ 国有財産の最適利用を加速、国有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b> <b>【未利用資産等の活用促進】</b> <b>■未利用資産等の活用促進</b>						(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】			
	国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受け付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分				取組状況を踏まえ、引き続き国有地の有効活用を推進する					
	《財務省》	公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開				取組状況を踏まえ、引き続き固定資産台帳の有効活用を支援する			(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする
	《総務省》	民間事業者も参画した国有財産の有効活用を促進するため、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開				取組状況を踏まえ、引き続き国有財産の有効活用を支援する				
	《関係省庁》	<b>■地域における国有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</b>								
全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)				取組状況を踏まえ、引き続き国有財産の最適利用を推進						
各地域の国有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う				引き続き国有財産の最適利用についてのフォローアップを実施						
《財務省、総務省、国土交通省等》										

**重要課題:国公有資産の適正化**

**改革項目:④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進  
・未利用資産等の活用促進**

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
<p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分</p>	<p>未利用国有地について、保有する必要のないものは売却し、財政収入の確保に努めつつ、地域・社会のニーズに対応した有効活用を推進 (順調)</p>	<p>引き続き、国有地の管理・処分の基本方針に基づき処分・有効活用を推進</p>
<p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開</p>	<p>固定資産台帳については、70.8%の団体において整備済み(2016年3月末) (順調)</p>	<p>固定資産台帳の活用事例を収集し、ホームページ等に公表する。</p>
<p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開</p>	<p>【内閣府】 各省庁が推進するPFI関係の公有財産有効活用の優良事例を確認し、事例集等を作成。 (順調) 【総務省】 民間事業者とも連携した公有財産の有効活用に係る先進事例について、全地方公共団体に周知 (順調) 【国土交通省】 ・事業継続を条件とした譲渡先の設定等について、自治体向けに解説した、PREの民間活用の手引きを平成28年3月に作成。 ・自治体のPRE情報を一元的に集約するポータルサイトを平成28年5月に開設。 (順調)</p>	<p>【内閣府】 継続して実施。 【総務省】 固定資産台帳も活用しながら、部局横断的な検討が進められるよう働きかける。 【国土交通省】 平成29年度においては、有識者ヒアリング等を通じて、手引きの改善点を検討し、改訂予定。引き続き、地方公共団体のPREの民間活用を促進する。</p>
<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)</p>	<p>国公有財産の最適利用に関して、地方公共団体と財務局等による協議会を各地域で立ち上げ、協議会において検討を実施し、最適利用プランを策定 (順調)</p>	<p>賑わい創出等地域の活性化の観点も踏まえつつ、各地域で国公有財産の最適利用に向けたプランの策定等を進め、引き続き取り組みを推進</p>
<p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う</p>		

# ※前ページつづき

重要課題: 国公有資産の適正化

改革項目: ④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進  
・未利用資産等の活用促進

## KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値 (時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% (2017年度末)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
第二階層	国有地の定期借地件数	※目標は設定せず、件数をモニターする	77件 (平成28年度末)	F	引き続き、国有地の定期借地件数をモニターする。



経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>&lt;⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進&gt;</p> <p>&lt;⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築&gt;</p> <p>■ PPP/PFIアクションプランの推進</p>							
	<p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の見直し・拡充(2015年度)</p> <p>更なる活用・促進(2016年度～)</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p>							
	<p>■ PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p> <p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築(～2016年度)</p> <p>一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP/PFI手法の優先的検討によるPPP/PFI手法の適用拡大を図る</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p> <p>下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施</p> <p>《国土交通省》</p>							
							<p>アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の事業規模</p> <p>【目標：一】</p> <p>※事業規模の目標の見直しについて本年度内を目途に結論を得る</p> <p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各府県及び人口20万人以上の地方公共団体等の数</p> <p>【目標：2016年度末までに100%】</p>	

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)				
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度									
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会								
	<p>&lt;⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進&gt;</p> <p>&lt;⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築&gt;</p> <p>■ PPP/PFIアクションプランの推進</p>											
	<p>フォローアップや実施結果の公表等によりPPP/PFIアクションプランの更なる活用・促進(2016年度～)</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p>					<p>取組状況を踏まえ、引き続きPPP/PFIアクションプランの活用・促進</p>		<p>「PPP/PFI推進アクションプラン」を踏まえたPPP/PFI事業規模</p> <p>【目標：21兆円(2013～2022年度までの10年間)】</p>				
	<p>■ PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p> <p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、優先的検討規程の運用の手引の策定(～2016年度)</p> <p>運用の手引の周知等を行うとともに、優先的検討規程の運用状況を踏まえつつ適用を拡大</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p>								<p>取組状況を踏まえ、引き続き優先的検討規程の適用を拡大</p>		<p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各府県及び人口20万人以上の地方公共団体等の数</p> <p>【目標：2016年度末までに100%】</p>	
	<p>公営住宅の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用</p> <p>《国土交通省》</p>					<p>取組状況を踏まえ、一部要件化を引き続き適用</p>						
	<p>下水道、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用</p> <p>《国土交通省》</p>					<p>取組状況を踏まえ、一部要件化を引き続き適用</p>						

重要課題:PPP/PFIの推進

改革項目:⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進

⑥PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
フォローアップや実施結果の公表等によりPPP/PFIアクションプランの更なる活用・促進(2016年度～)	フォローアップを実施し、「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」を本年6月9日民間資金等活用事業推進会議にて決定。アクションプランに定める推進施策を着実に実行。順調である。	毎年度フォローアップを実施し、結果を公表。
運用の手引の周知等を行うとともに、優先的検討規程の運用状況を踏まえつつ適用を拡大	全国9か所で「運用の手引」の説明会を開催(2017年2月)し周知。規程未策定の人口20万人以上の地方公共団体で速やかに策定が完了するよう助言等の支援を実施。順調でなく、策定が完了しない事情は各地方公共団体等で異なるが、現時点で策定の課題となっている可能性があると考えている事情としては、職員の目的・意義等の理解・共有不足、職員不足等が挙げられる。	国と全ての地方公共団体を対象に本年9月末時点の策定・運用状況の調査を実施し、課題の把握、解決方策を検討。地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。
公営住宅の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用	地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、2016年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化。さらに、2017年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。(順調)	2017年度以降についても、引き続き左記の事業について着実に支援を実施。
下水道、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用	下水道:社会資本整備総合交付金等の下水道事業の事業要件に次の規定を追加。 ①『人口20万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したものの。』 ②『人口20万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等)の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。)を活用するもの。』 (順調) 都市公園:社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に次の規程を追加。 『人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、(中略)PPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。』 (順調)	下水道:下水道:左記のPPP/PFIの要件を適切に適用するとともに、適用状況を踏まえ、必要に応じてコンセッションの検討内容等を改善。  都市公園:左記のPPP/PFIの要件を適切に適用。

# ※前ページつづき

<b>重要課題:PPP/PFIの推進</b> <b>改革項目:⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進</b> <b>⑥PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</b>
---

## KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針
第一階層	「PPP/PFI推進アクションプラン」を踏まえたPPP/PFI事業規模	21兆円 (2013～2022年度までの10年間)	約9.1兆円(2013～2015年度までの3年間)	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013～2016年度までの4年間のデータに年内に更新予定。</li> <li>・「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める推進施策の実行により、一層の進捗を図る。</li> </ul>
	PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数	100%(2016年度末)	国: 69.2% 人口20万人以上の地方公共団体: 67.4% (2016年度末)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年3月末の策定率も調査予定(2018年3月頃更新予定)。</li> <li>・未策定団体の訪問等により、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施することで、策定率の向上を図る。</li> </ul>



経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>■ PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備</p> <p>地域プラットフォームの体制整備(モデル5都市を選定)</p> <p>全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化</p> <p>公的ストック有効活用に取り組んだ先進自治体へのアンケート調査結果の公表</p> <p>地域の産官学による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進</p> <p>《内閣府PFI推進室、国土交通省》</p> <p>■ PPP/PFI事業の進捗をモニターするために、PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理する。</p> <p>国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表(2016年度～)</p> <p>《内閣府PFI推進室》</p>						ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 【目標:181(2018年度)】	地域プラットフォームの形成数 【目標:47(2018年度)】	PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数 【目標:-】 ※モニタリング指標 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度						
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>■ PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備</p> <p>地域プラットフォームの立ち上げ、運用マニュアルの作成等、関係省庁等と連携した支援の強化</p> <p>地域プラットフォームが形成されていない地方公共団体等に対して、説明会の実施等により運用マニュアルの周知を図るとともに、地域プラットフォームの形成を希望する地域への専門家派遣を実施するなどして、全国への普及の促進</p> <p>地域の産官学による連携強化や、プラットフォームの形成数、参画した地方公共団体の数、プラットフォームで形成された案件数等の都道府県ごとの「見える化」等による進捗・効果の把握と優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進</p> <p>《内閣府PFI推進室、国土交通省》</p> <p>■ PPP/PFI事業を担う人材の育成</p> <p>PPP/PFIポータルサイトの整備等の情報提供や専門家の派遣等によりPPP/PFI事業を担う人材の育成を推進</p> <p>《内閣府PFI推進室》</p> <p>■ PPP/PFI事業の実施をモニターするために、PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理</p> <p>国は、「PPP/PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数、PPP/PFI事業規模、導入により見込まれる歳出削減等効果を集計・公表(2016年度～)</p> <p>《内閣府PFI推進室》</p>						ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 【目標:181(2018年度)】	地域プラットフォームの形成数 【目標:47(2018年度)】	PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数 【目標:-】 ※モニタリング指標 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する

**重要課題: PPP/PFIの推進**

**改革項目: ⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進**  
**⑥PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築**

**改革工程の進捗状況**

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
地域プラットフォームが形成されていない地方公共団体等に対して、説明会の実施等により運用マニュアルの周知を図るとともに、地域プラットフォームの形成を希望する地域への専門家派遣を実施するなどして、全国への普及の促進	今年度も内閣府、国土交通省にてコンサルタントを派遣する等、地域プラットフォームの形成支援を実施(2016年度末累計:内閣府10件、国土交通省21件)。また、ブロックプラットフォーム等の機会を利用して運用マニュアルの周知、地域プラットフォームの活動事例紹介等による普及促進の取組を実施。順調である。	継続して実施。
地域の産官学による連携強化や、プラットフォームの形成数、参画した地方公共団体数、プラットフォームで形成された案件数等の都道府県ごとの「見える化」等による進捗・効果の把握と優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進	内閣府、国土交通省のホームページにてプラットフォーム形成数(支援先)や参画した地方公共団体の情報を公開。既成のプラットフォームにも専門家や職員等を派遣し、案件形成に向けた運営を支援。順調である。	地域プラットフォームの運営支援を継続するとともに、地域プラットフォームの取組の効果を把握、見える化し、優良事例の横展開を行う。
PPP/PFIポータルサイトの整備等の情報提供や専門家の派遣等によりPPP/PFI事業を担う人材の育成を推進	PPP/PFIポータルサイトを整備。専門家派遣(年間約60件)や地域プラットフォームの取組等を通じてPPP/PFIに関する情報・ノウハウの提供を実施。順調である。	継続して実施。
国は、「PPP/PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数、PPP/PFI事業規模、導入により見込まれる歳出削減等効果を集計・公表(2016年度～)	地方公共団体へのアンケート調査等を通じて、PPP/PFI事業の導入件数、事業規模、コスト抑制見込み額を把握し、2013年から2015年までの3年間の実績値を公表済み。順調である。	継続して実施。2013～2016年度までの4年間のデータに年内に更新予定。

**KPIの状況**

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値(時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針	
第一階層	ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数	181(2018年度)	191(2016年度末)	A	既に達成。
	地域プラットフォームの形成数	47(2018年度)	31(2016年度末)	A	今年度も内閣府、国土交通省にて地域プラットフォームの形成支援を実施。
	PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数	— ※モニタリング指標 2018年度中を目標に 数値目標をKPIとして 設定する	習志野市(千葉県)、浜松市(静岡県)においてPPP/PFI事業実施又は落札者決定。(2016年度末)	F	既成の地域プラットフォームにおける事業形成の状況確認を定期的に実施し、その状況も踏まえて2018年度中を目標に数値目標をKPIとして設定する。
第二階層	「PPP/PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数	「PPP/PFI推進アクションプラン」に同じ	類型Ⅰ 空港:6件達成 道路:1件達成 その他:目標に向け取組中(平成29年6月9日現在) 類型Ⅱ 41件(2013～2015年度までの3年間) 類型Ⅲ 47件(2013～2015年度までの3年間)	類型Ⅰ 空港・道路・文教施設・公営住宅・MICE施設:A 水道・下水道・クルーズ船向け旅客ターミナル施設:B 類型Ⅱ B 類型Ⅲ B	「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める推進施策の実行により、一層の進捗を図る。
	「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める歳出削減等効果(歳出削減効果及び事業実施に伴う歳入増加効果)	約2.7兆円(2013～2022年度までの10年間)	約0.5兆円(2013～2015年度までの3年間)	B	「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める推進施策の実行により、一層の進捗を図る。

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞</p> <p>＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞</p> <p><b>【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】</b></p> <p>■機能の最大化、高度化、多機能化(賢く使う)や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討</p>								
	<p>第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する</p>								
	《国土交通省、関係省庁》								
	<p><b>【人口減少下での適切な事業評価】</b></p> <p>■公共事業における事業評価の実施</p>								
	<p>個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施(1998年度より実施)</p>								
	《関係省庁》								
	<p>■新規事業採択時の評価(事前評価)における維持管理費の「見える化」</p>								
	<p>直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る(2015年度～)</p>								
	《国土交通省》								
<p>■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討</p>									
<p>地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請</p>									
《国土交通省》									
<p>社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握</p>									
<p>評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)【既に100%実施されており、今後も継続的に実施】</p>									

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度		2018年度					
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
<p>＜⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞</p> <p>＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞</p> <p>■機能の最大化、高度化、多機能化(賢く使う)や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討</p>									
<p>・ストック効果の客観的・定量的把握及び経済分析手法や実務的な運用方法の検討</p> <p>・ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有の検討</p> <p>・投資面、施設の運用面、ストック効果早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組を開始</p>									
<p>・第4次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施</p> <p>・KPIに関する検討を実施</p>									
<p>整備した評価手法を活用してPDCAサイクルを徹底</p>									
<p>ストック効果の事例・データの蓄積を推進</p>									
《国土交通省》									
<p>ストック効果の評価手法やその運用方法について検討</p>									
<p>・評価手法や運用方法を整備して、PDCAサイクルに活用</p> <p>・KPIに関する検討を実施</p>									
《農林水産省、関係省庁》									
<p>社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握</p>									

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞</p> <p>＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞</p> <p>【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】</p> <p>■機能の最大化、高度化、多機能化(賢く使う)や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討</p>							
	<p>第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する</p> <p>《国土交通省、関係省庁》</p>							
	<p>【人口減少下での適切な事業評価】</p> <p>■公共事業における事業評価の実施</p> <p>個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施(1998年度より実施)</p> <p>《関係省庁》</p>							
	<p>■新規事業採択時の評価(事前評価)における維持管理費の「見える化」</p> <p>直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る(2015年度～)</p> <p>《国土交通省》</p>							
<p>■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討</p> <p>地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請</p> <p>《国土交通省》</p>								
<p>社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握</p> <p>評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業) 【既に100%実施されており、今後も継続的に実施】</p>								

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用＞</p> <p>＜⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価＞</p> <p>【人口減少下での適切な事業評価】</p> <p>■公共事業における事業評価の実施</p>							
	<p>個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施(1998年度より実施)</p> <p>《関係省庁》</p>							
	<p>■新規事業採択時の評価(事前評価)における維持管理費の「見える化」</p> <p>直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る(2015年度～)</p> <p>《国土交通省》</p>							
	<p>■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討</p> <p>地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価の在り方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請</p> <p>《国土交通省、農林水産省、関係省庁》</p>							
<p>取組状況を踏まえ、引き続き事業評価を実施</p> <p>取組状況を踏まえ、引き続き維持管理費の「見える化」を実施</p> <p>他の補助金・交付金についても、政策目的の実現性を評価する取組を展開</p>								
<p>評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業) 【既に100%実施されており、今後も継続的に実施】</p>								

**重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進**

**改革項目:⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用**

**⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価**

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
<p>・第4次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施</p> <p>・KPIに関する検討を実施</p>	<p>ストック効果を多面的に計測するための指標の整備等、評価手法について検討中。KPIについても合わせて検討中。 (順調)</p>	<p>第4次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、整備された指標を活用し、効果の多面的な把握を実施。</p>
<p>ストック効果の事例・データの蓄積を推進</p>	<p>ストック効果について、課題や教訓なども含めた事例・データの蓄積について検討中。 (順調)</p>	<p>ストック効果について、課題や教訓なども含め、事例・データの蓄積を推進。</p>
<p>ストック効果の評価手法やその運用方法について検討</p>	<p>【農林水産省】 ストック効果を事業評価制度に反映できるよう、これまで定性的に把握されていた効果について、定量的な把握手法を検討。 順調。 【環境省】 今年度より国立公園等施設利用環境整備事業を開始し、「自然公園等施設長寿命化計画策定指針(2017年3月)」における個別施設計画において、ライフサイクルコストの縮減額を算定し、評価を実施。順調。 【厚生労働省】 水道の普及率は97.9%に達し、公衆衛生の向上や生活環境の改善というストック効果は発揮されている(順調)。 【文部科学省】 スポーツ、文化施設等については、既存施設の有効活用や地域コミュニティの拠点づくり等の観点で、ストック効果の最大化にも資する考え方や事例を示し、個別施設計画の策定支援、先進事例の形成・横展開を実施。順調。</p>	<p>【農林水産省】 引き続き、ストック効果の定量的な把握手法を検討し、効果算定を行うためのマニュアルを整備するなど、事業評価制度への反映を検討。 【環境省】 2020年までに予防保全型のすべての自然公園等施設で個別施設計画を策定。それらを元に、更なるストック効果の検討を進めるとともに、評価に基づく改善策についても今後検討 【厚生労働省】 引き続き、事例・データの蓄積を推進し、左記のストック効果が発揮されるよう水道事業の基盤強化に取り組んでいく。 【文部科学省】 引き続き、個別施設計画の策定状況や先進的な取り組みを把握しつつ、地方公共団体に対し必要な支援を講じる。</p>
<p>個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施(1998年度より実施)</p>	<p>継続して実施 (順調)</p>	<p>継続して実施</p>
<p>直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る(2015年度～)</p>	<p>継続して実施 (順調)</p>	<p>継続して実施</p>

# ※前ページつづき

重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進

改革項目:⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用  
 ⑧新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金について一定の線引きを行った上でB/Cの算出を要件化するなど、政策目的の実現性を評価	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金においては、平成29年度以降に事業の着手を行うもので、一定の要件に合致するものについては、B/Cの算出を要件化しており、順調。</li> <li>・住宅市街地総合整備促進事業費補助(密集市街地総合防災事業)においては、これまで新規事業採択時評価を実施するなどしてきたが、平成29年より新たに目標の設定を明確化しており、順調。</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村地域整備交付金について、B/Cの算出を要件化し、政策目的の実現性を評価。</li> <li>・他の補助金・交付金についても、B/Cの算出要件化や成果指標の設定を行うなど、政策目的の実現性を評価。(順調)</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道に関する、生活基盤施設耐震化等交付金の交付を受けようとする都道府県に対して、あらかじめ、計画の実現可能性等を検証することを求めている(順調)。</li> </ul> <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境整備交付金については、自然環境整備計画策定の際に事前評価・事後評価を位置づけて、個別事業の評価を実施。</li> <li>・廃棄物処理施設に関する、循環型社会形成推進交付金において、一定の要件のもと、費用対効果分析を実施。(順調)</li> </ul>	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施。</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施。</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、都道府県に対して検証を求めていく。</li> </ul> <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園に関する長寿命化対策に係る評価手法について検討を進めるとともに、評価に基づく改善案についても今後検討。</li> <li>・廃棄物処理施設については、継続して実施。</li> </ul>
他の補助金・交付金についても、政策目的の実現性を評価する取組を展開		

## KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値(時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針	
第一階層	社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握	—	関係省庁において進捗状況を把握。	N	改革工程表通り実施していく。
第二階層	評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)	既に100%実施されており、今後も継続的に実施	100%	A	既に100%実施されており、今後も継続的に実施。

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度		2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>&lt;⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用&gt;</p> <p>【森林吸収源対策等の推進】</p>									
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	林地台帳の整備と施業集約化の推進	施業集約化を推進するため、森林法を改正	整備マニュアル等の作成	林地台帳原案作成(都道府県)、林地台帳原案の確認・修正(市町村)		前年度における施策の成果を把握・検証した上で、翌年度以降の施策の在り方について検討し、所要の措置		森林整備計画策定市町村のうち、林地台帳を整備した市町村の比率【2019年4月までに100%】	※必要に応じ、その他の指標も追加
				登記簿情報、境界画定の情報等の収集					
		森林経営計画の作成を推進		林地台帳整備の進捗も折り込み、引き続き、森林経営計画の作成を推進					
		森林吸収源対策等の推進のため、関連国庫補助金により支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援		引き続き、関連国庫補助金により支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援					
		上記の施策について、各自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討	左記検討結果に基づき所要の措置						
《林野庁、総務省自治財政局》									

**重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進**

**改革項目:⑦社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用**  
 ・森林吸収源対策等の推進

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
林地台帳原案作成(都道府県)、林地台帳原案の確認・修正(市町村) 登記簿情報、境界画定の情報等の収集 林地台帳整備の進捗も折り込み、引き続き、森林経営計画の作成を推進 引き続き、関連国庫補助金により支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援 上記の施策について、各自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討 上記検討結果に基づき所要の措置	2016年度に整備マニュアル等を作成し、それに基づいて、工程表に記載のある登記情報の収集などの整備作業を実施中。2016年度末時点で、登記情報の入手については、全市町村数の8割で措置済。林地台帳原案作成は約7割の都道府県で2017年度末までに実施予定。 森林吸収源対策等の推進に必要な林地台帳の整備や施業集約化の推進等に必要な経費について、林野庁予算において支援を行うとともに、「重点課題対応分」として地方財政計画に計上し、地方交付税措置を講じている。	定期的な進捗状況の把握を進めるとともに、取組事例の収集・紹介などの支援を実施し、林地台帳の整備を支援する。 引き続き、必要な支援を実施。

## KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針
第一階層 森林整備計画策定市町村のうち、林地台帳を整備した市町村の比率	100% (2019年4月)	0% (2017年9月) (各市町村等において工程表に基づき林地台帳の整備に向けて、登記情報等の入手等の作業が上記の通り進捗。)	B	各市町村等において林地台帳の整備に至らないものの、工程表に沿った整備を実施しており、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施。 上半期、下半期毎に定期的な進捗状況の把握を実施。

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><b>&lt;⑨メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b>  <b>【インフラ長寿命化計画の策定】</b>  <b>■ インフラ長寿命化計画(行動計画(地方公共団体においては公共施設等総合管理計画)及び個別施設計画)の策定</b></p> <p>インフラ長寿命化基本計画の策定(2013年11月) 《関係省庁》</p> <p>(1) 国 インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(～2015年度) 個別施設計画の策定(～2020年度) 《関係省庁》</p> <p>(2) 地方 公共施設のストック適正化(公共施設等総合管理計画等の策定促進)に関する施策と同じ 《関係省庁》</p>							<p>(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】</p> <p>(再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】</p>	

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	～2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2017年度		2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><b>&lt;⑨メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b>  <b>【インフラ長寿命化計画の策定】</b>  <b>■ インフラ長寿命化計画(行動計画(地方公共団体においては公共施設等総合管理計画)及び個別施設計画)の策定</b></p> <p>(1) 国 インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(～2015年度) 《関係省庁》</p> <p>個別施設計画の策定(～2020年度) 《関係省庁》</p> <p>適切に予防保全型維持管理を導入した場合の中長期の維持管理・更新等のコストの見通しの明確化(～2020年度) 《関係省庁》</p> <p>(2) 地方 公共施設のストック適正化(公共施設等総合管理計画等の策定促進)に関する施策と同じ 《関係省庁》</p>							<p>(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】</p> <p>(再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】</p> <p>(再掲) 施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数 【目標：-】</p> <p>※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする</p>	

**重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進**

**改革項目:⑨メンテナンス産業の育成・拡大  
・インフラ長寿命化計画の策定**

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
個別施設計画の策定(～2020年度)	<p>【国土交通省】 各管理者において策定中。 (順調)</p> <p>【農林水産省】 各分野のインフラ長寿命化計画(行動計画)に基づいて策定。(順調)</p> <p>【環境省】 自然公園内の建築物については、BIMMS-Nシステムを活用して策定済。自然公園内の土木施設については、自然公園等施設長寿命化計画策定指針に基づき、策定を進める。(順調)</p>	<p>【国土交通省】 継続的に策定を推進。</p> <p>【農林水産省】 継続的に策定を推進。</p> <p>【環境省】 自然公園については、2020年までに予防保全型のすべてのインフラ施設で個別施設計画を策定できるよう予算措置を行う。</p>
適切に予防保全型維持管理を導入した場合の中長期の維持管理・更新等のコストの見通しの明確化(～2020年度)	<p>【国土交通省】 2013年に社会資本に関する将来の維持管理・更新費を推計し公表。 (順調)</p> <p>【農林水産省】 中長期の維持管理・更新等のコストについては、これまで策定された個別施設計画に基づき検討。(順調)</p> <p>【環境省】 「自然公園等施設長寿命化計画策定指針(2017年3月)」に基づく個別施設計画でのライフサイクルコストの縮減額を算定する事で、中長期の維持管理・更新等に係るコストの見直しを順次把握している。 (順調)</p>	<p>【国土交通省】 インフラの各管理者においては、個別施設計画の策定を平成32年度を目途に進めており、これらの策定を通じて、維持管理・更新等に要するコストについて検討していく予定。</p> <p>【農林水産省】 引き続き検討。</p> <p>【環境省】 2020年までに予防保全型のすべての自然公園等施設で個別施設計画を策定し、中長期的な維持管理・更新等のコストの見直しを把握していく。</p>

## KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値 (時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針
第一階層 (再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100%(2016年度末)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
	(再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100%(2020年度末)	(再掲)	(再掲)
第二階層 施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数	※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	(再掲)	(再掲)	(再掲)

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;⑨メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b> <b>【メンテナンス産業の育成・拡大】</b> <b>■メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する。</b>									
		民間資格の登録制度の活用(2015年度～) 《国土交通省、関係省庁》	民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保						登録された民間資格を保有している技術者数 【目標：2020年度末まで増加傾向】	
			「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置(2016年度～) 《国土交通省、関係省庁》	産官学が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成						
			「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設(2016年度～) 《国土交通省、関係省庁》	インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進						
		民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及 《国土交通省》								

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	～2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2017年度		2018年度						
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;⑨メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b> <b>【メンテナンス産業の育成・拡大】</b> <b>■メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する</b>									
		《国土交通省、関係省庁》	民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保				取組状況を踏まえ、引き続き民間技術者の育成・活用等を実施		登録された民間資格を保有している技術者数 【目標：2020年度末まで増加傾向】  国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合 【目標：2020年度末までに20%】  インフラメンテナンス国民会議に参加する企業・団体等の会員数 【目標：2020年度末までに600】	
		「インフラメンテナンス国民会議」を設置(2016年度～) 《国土交通省、関係省庁》	産官学が連携し、オープンイノベーションの導入・推進によるインフラメンテナンスの生産性革命、公認フォーラム制度の導入によるビジネスチャンスの創出、ICTを含む異業種からの新規参入の促進、産業規模に関する検討、技術者の育成、メンテナンスへの市民参画等の取組を推進							
		「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設(2016年度～) 《国土交通省、関係省庁》	優れた技術開発や取組を顕彰すること等により、インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進							
		民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及 《国土交通省》				取組状況を踏まえ、引き続き包括的民間委託の普及を推進				

**重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進**

**改革項目:⑨メンテナンス産業の育成・拡大**  
・メンテナンス産業の育成・拡大

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保	民間資格の登録制度については、2016年度に37資格を新たに登録し、点検・診断等の登録資格数は延べ136資格に増加(順調)	継続的に取組を推進
産官学が連携し、オープンイノベーションの導入・推進によるインフラメンテナンスの生産性革命、公認フォーラム制度の導入によるビジネスチャンスの創出、ICTを含む異業種からの新規参入の促進、産業規模に関する検討、技術者の育成、メンテナンスへの市民参画等の取組を推進	インフラメンテナンス国民会議において、フォーラムやセミナー、シンポジウムを開催することで会員間の交流・連携を促進した。その結果、平成29年10月現在までに、会員数は着実に増加(199者→693者)し、フォーラム等が計14回(革新的技術5、自治体支援2、技術者育成1、市民参画1、近畿本部5)開催されるなど、活動が本格化してきている。(順調)	地方ブロックごとにフォーラムを設立し、メンテナンスに係る技術開発、技術者育成や市民参画等の取組のベストプラクティスを掘り起こし、全国への横展開を図る予定。
優れた技術開発や取組を顕彰すること等により、インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進	第1回インフラメンテナンス大賞において、平成28年11・12月に公募を実施し、248件の応募から選考委員会の審査を経て計28件の受賞者を決定した。(順調)	第2回インフラメンテナンス大賞の公募を平成29年10・11月に実施予定。
民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及	インフラメンテナンス国民会議 自治体支援フォーラム(平成29年2月)を開催し、包括的民間委託の導入を図る自治体の取組を紹介。現在まで7回にわたり包括的民間委託勉強会を開催し、導入に当たっての課題等について検討。勉強会での検討により4自治体で新たに包括的民間委託に関する取組が始まった。(順調)	包括的民間委託の勉強会や各種会議における、先行事例の横展開等を通じて包括的民間委託等の導入を推進していく。

## KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値(時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針	
第一階層	登録された民間資格を保有している技術者数	2020年度末まで増加傾向	約40,600人(2016年度)	A	社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。
	インフラメンテナンス国民会議に参加する企業・団体等の会員数	600(2020年度末)	650者(2016年8月8日時点)	A	会員数については一定の進捗が確認されたところであり、今後は国民会議の取組の質の充実強化と活性化を図る。
第二階層	国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合	20%(2020年度末)	—	N	次世代社会インフラ用ロボットによる点検等については、水中の分野は、平成28年度より試行的導入を実施している。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の5分野で、順次現場検証を開始している。戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等の各種制度を活用しつつ、施策を推進していく。今後、可能な限り速やかに進捗の評価を行う。

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2016年度		2017年度	2018年度					
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等	<b>&lt;⑩ 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保&gt;</b> <b>【建設業の担い手の確保・育成】</b> <b>■ 適正な賃金水準の確保、社会保険未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善</b>								
	元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底							建設業許可業者の社会保険への加入率 【目標：2017年度を目途に100%】	
	《国土交通省、関係省庁》		建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す)						「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数 【目標：2020年度末まで増加傾向】
	《国土交通省、関係省庁》		ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化						
	<b>■ 若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化</b>								
	若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰(2015年度～)する等、誇りを持てる環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能に(2016年度～)							女性技術者・技能者数 【目標：2019年度を目途に2014年比で倍増を目指す】	
	《国土交通省、関係省庁》								35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数 【目標：-】 ※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする
女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践									
《国土交通省、関係省庁》									
教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～)									
《国土交通省、関係省庁》									

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

～2016年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2017年度		2018年度						
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;⑩ 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保&gt;</b> <b>【建設業の担い手の確保・育成】</b> <b>■ 適正な賃金水準の確保、社会保険未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善</b>								
	元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底							建設業許可業者の社会保険への加入率 【目標：2017年度を目途に100%】	女性技術者・技能者数 【目標：2019年度を目途に2014年比で倍増を目指す】
	《国土交通省、関係省庁》		建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築						「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数 【目標：2020年度末まで増加傾向】
	《国土交通省、関係省庁》		「建設キャリアアップシステム」による建設技能者の適正評価と処遇改善の促進						
	《国土交通省、関係省庁》		ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化						35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数 【目標：-】 ※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする
	<b>■ 若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化</b>								
	若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰する(2015年度～)など、誇りを持てる環境整備を推進。あわせて、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能にする(2016年度～)とともに、受験会場を拡大(2015年度～)するなど、受験機会を拡大							取組状況を踏まえ、引き続き、取組を推進	
教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～)									
《国土交通省、関係省庁》									
女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践									
《国土交通省、関係省庁》									

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜① 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進＞</p> <p>【建設生産システムの生産性の向上】</p> <p>■ 新技術・新工法の活用</p> <p>民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より)</p> <p>《国土交通省、関係省庁》</p> <p>ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。(2008年度※～) ※情報化施工の試行開始</p> <p>《国土交通省》</p> <p>生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する</p> <p>《国土交通省》</p> <p>・情報化による建設現場の生産性向上(i-Construction)を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入</p> <p>・新基準により生産性向上を促進</p> <p>《国土交通省》</p> <p>■ 施工時期等の平準化</p> <p>計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制</p> <p>《国土交通省》</p>								現場実証により評価された新技術の件数 【目標：-】 ※数値目標は設定せず、件数をモニターする

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度							
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<p>＜① 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進＞</p> <p>【建設生産システムの生産性の向上】</p> <p>■ 新技術・新工法の活用</p> <p>民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より)</p> <p>《国土交通省、関係省庁》</p> <p>■ i-Constructionの推進</p> <p>ICTの活用により、高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る(2008年度※～) ※情報化施工の試行開始</p> <p>《国土交通省》</p> <p>生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する</p> <p>《国土交通省》</p> <p>・公共工事へのICT活用のため、監督・検査基準や積算基準を整備(2015年度)</p> <p>・ICTを導入し施工効率の高い土工(ICT土工)を適用(2016年度～)</p> <p>・ICT活用に対応できる技術者育成のため、中小事業者や自治体向けの講習・研修を実施(2016年度～)</p> <p>・産学官よりのコンソーシアムを設立し、最新技術の現場導入や3次元データ活用に向けた検討を実施(2016年度～)</p> <p>《国土交通省》</p> <p>建設現場の生産性を、2025年までに20%向上を目指す</p> <p>・土工に加え、橋梁・トンネル・ダムなどの工種及び維持管理を含む全てのプロセスにおいて、ICT活用を拡大</p> <p>・調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入活用するための基準類を整備</p> <p>・オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備</p>								現場実証により評価された新技術の件数 【目標：-】 ※数値目標は設定せず、件数をモニターする	【再掲】 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合 【目標：2020年度末までに20%】

重要課題: 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

改革項目: ⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保  
 ・建設業の担い手の確保・育成  
 ・建設生産システムの生産性の向上

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底	社会保険加入対策についての説明会及び法定福利費を内訳明示した見積書の作成についての研修会をそれぞれ全国10都市で開催(平成28・29年度)。また、平成29年度からは国土交通省直轄工事で二次以下の下請企業も加入企業に限定するとともに、標準約款の改正による契約段階での法定福利費明示の取組等を実施。平成28年10月時点で企業単位の加入率が96%となるなど、社会保険加入対策の取組は順調である。 (順調)	引き続き実態を把握しつつ社会保険加入の徹底に取り組む。
「建設キャリアアップシステム」による建設技能者の適正評価と処遇改善の促進	平成30年秋の運用開始に向けて、システムの開発を進めるとともに、システムの円滑かつ適正な運営を進めるための合議体として、行政と建設産業関係団体において「建設キャリアアップシステム運営協議会」を設置して、システム利用料などの運用に関する基本ルールについて検討しているほか、全国10都市においてシステムの概要等の説明会を実施して周知・普及を図るなど、取組は順調に進んでいる。 (順調)	平成30年秋からのシステムの運用開始に向けて、引き続きシステムの周知・普及を図るとともに、システムを活用した技能者を評価する枠組みの検討を行う。
ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化	ダンピング受注の排除を図るため、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、早急に制度導入に向けた検討を行うよう要請。 (順調)	引き続き、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、働きかけを行う。
若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰する(2015年度～)など、誇りを持てる環境整備を推進。あわせて、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能にする(2016年度～)とともに、受験会場を拡大(2015年度～)するなど、受験機会を拡大	2015年度より建設ジュニアマスター表彰を行っており、2017年度は108名を表彰し、受賞者の累計は324名となる。あわせて、技術検定の受験機会の拡大に関する取り組みを継続して実施。 (順調)	引き続き、建設ジュニアマスターを毎年度、表彰する。また、技術検定についても、受験機会の拡大に関する取り組みを継続する。
教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～)	継続して実施。(平成28年度までの全国26団体に加え、平成29年度に新たに16団体が建設業担い手育成コンソーシアムに参加) (順調)	引き続き、支援を実施していく。

# ※前ページつづき

<b>重要課題: 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等</b> <b>改革項目: ⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保</b> ・建設業の担い手の確保・育成 ・建設生産システムの生産性の向上
---

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践	女性の受入れ、定着に悩む建設企業等の課題を解決を支援するため、「女性活躍推進相談窓口」を設置。また、女性活躍に取り組む建設企業等の代表者、技術者等による参加型イベント「建設産業女性活躍セミナー」を、全国の地域ブロック10箇所で開催予定。行動計画において示された講ずべき取組を順調に実施。 (順調)	引き続き、女性の活躍を推進するため、左記の取組を着実に実行するとともに、建設業で活躍する女性技能者の入職に資する情報の発信等を行う。
民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より)	継続して実施 (順調)	民間事業者等により開発された新技術の公共工事等への積極的な活用・評価を目指し、引き続き運用を続ける。
ICTの活用により、高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る(2008年度※～)※情報化施工の試行開始	情報化施工の取組みを発展させ、H28年度から、基準類を整備し、施工に3次元データを活用する「ICT土工」を導入。H29年度は、舗装工、浚渫工に拡大。 (順調)	H31年度までに橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へもICT導入を拡大
生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する	・様々な分野の産学官が連携して、生産性が高く魅力的な新しい建設現場を創出することを目的として、2017年1月にi-Construction推進コンソーシアムを設立。 ・コンソーシアムの全体マネジメントを実施するための企画委員会において、KPIなどを定めたロードマップを策定 (順調)	ロードマップに基づき、H31年度までの橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へのICT導入拡大等のi-Constructionの取組を推進

# ※前ページつづき

<p><b>重要課題: 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等</b></p> <p><b>改革項目: ⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の担い手の確保・育成</li> <li>・建設生産システムの生産性の向上</li> </ul>
---

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
建設現場の生産性を、2025年までに20%向上を目指す	ICT土工における、起工測量から完成検査まで土工にかかる一連の作業時間の平均28.3%の短縮などの効果を確認 (順調)	ロードマップに基づき、2019年度までの橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へのICT導入拡大等のi-Constructionの取組を推進
土工に加え、橋梁・トンネル・ダムなどの工種及び維持管理を含む全てのプロセスにおいて、ICT活用を拡大	情報化施工の取組みを発展させ、2016年度から、基準類を整備し、施工に3次元データを活用する「ICT土工」を導入。H29年度は、舗装工、浚渫工に拡大するとともに、橋梁分野のICT活用「i-Bridge」を試行 (順調)	2019年度までに橋梁、トンネル、ダム、維持管理分野等へもICT導入を拡大するべく、基準類等の整備を実施
調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入活用するための基準類を整備	・2017年3月、CIM導入にあたっての受発注者の役割、基本的な作業手順、留意事項などをとりまとめた「CIM導入ガイドライン(案)」を策定 (順調)	2018年度までに橋梁、トンネル、ダムなどにおけるCIMモデルの標準的な仕様を策定
オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備	・建設現場のあらゆる建設生産プロセスで3次元データ等の利活用を促進すること等を目的として、3次元データの利活用シーンや今後の取組み等を示した「3次元データ利活用方針」を策定(2017.11.28時点) (順調)	2019年度に3次元データの流通・利活用に向けたシステムを構築

# ※前ページつづき

<b>重要課題: 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等</b>
<b>改革項目: ⑩技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の担い手の確保・育成</li> <li>・建設生産システムの生産性の向上</li> </ul>

## KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針
第一階層	建設業許可業者の社会保険への加入率	100%(2017年度を目標)	96%(2016年10月時点)	A	引き続き、社会保険の加入徹底に向けて対策を講じていく。
	「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数	増加傾向(2020年度末)	56,977名(2016年度末時点)	A	引き続き、登録基幹技能者の増加に向けて取組を講じていく。
	現場実証により評価された新技術の件数	— ※数値目標は設定せず、件数をモニターする。	620(2016年度時点)	F	引き続き年度毎に、施策の実施状況を確認する。
第二階層	女性技術者・技能者数	2019年を目標に2014年比で倍増を目指す。	約10万人(2016年末時点)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に女性技能者の数が増えていないことが課題。</li> <li>・女性技能者の入職・定着に取り組む企業や団体に対する支援をする。</li> <li>・建設業で活躍する女性技能者について情報発信をする。</li> </ul>
	35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数	— ※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする。	12,188社(2017年3月)(2018年5月頃更新予定)	F	目標値を設定しておらず、特段の対応方針なし。今後もモニタリング継続予定。
	国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・補修をセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により効率化する割合	20%(2020年度末)	(再掲)	(再載)	(再掲)

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>&lt;⑪ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進&gt;</b> <b>【建設生産システムの生産性の向上】</b> <b>■ 新技術・新工法の活用</b>							
	民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より) 《国土交通省、関係省庁》							
	ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。(2008年度※～) ※情報化施工の試行開始 《国土交通省》							
	生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する 《国土交通省》							
<b>■ 施工時期等の平準化</b>								
計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制 《国土交通省》								
現場実証により評価された新技術の件数 【目標：-】 ※数値目標は設定せず、件数をモニターする								

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>&lt;⑪ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進&gt;</b> <b>【建設生産システムの生産性の向上】</b> <b>■ 施工時期の平準化</b>							
	・適正な工期を設定し、2箇年国債を活用することで施工時期の平準化を推進(2016-2017年度：約700億円) 《国土交通省》							
	適正な工期を設定し、公共工事における債務負担行為の活用や地域単位での発注見通しの統合・公表等により、更なる平準化を推進 《国土交通省》							
	<b>【インフラマネジメントに資するデータプラットフォームの構築】</b> <b>(■ 「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「取組成果の見える化」を推進 &lt;再掲&gt;)</b>							
ビッグデータを活用した人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法をプログラム化したシステムの開発に取り組み、オープンなシステムとして運用し、その普及を図る 改革期間を通じ、同様の取組を実施 《国土交通省》								
<b>(■ i-Constructionの推進 &lt;再掲&gt;)</b>								
・産学官よりなるコンソーシアムを設立し、最新技術の現場導入や3次元データ利活用に向けた検討を実施(2016年度～) ・オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備 《国土交通省》								
分野横断的に、官民連携して、必要なデータを把握、蓄積、利用するため、プラットフォームの連携・強化を推進 《国土交通省、関係省庁》								

重要課題: 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

改革項目: ⑩ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進  
・建設生産システムの生産性の向上  
・インフラマネジメントに資するデータプラットフォームの構築

## 改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
適正な工期を設定し、公共工事における債務負担行為の活用や地域単位での発注見通しの統合・公表等により、更なる平準化を推進	・適正な工期を設定し、債務負担行為等を活用した工事発注を実施中 ・発注見通しの統合・公表について、全ブロックで取組を開始 (順調)	・引き続き、債務負担行為等を活用した工事発注、発注見通しの統合・公表の参加機関拡大等により、更なる平準化を推進
人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法をプログラム化したシステムの開発に取り組み、オープンなシステムとして運用し、その普及を図る	(再掲)	(再掲)
オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備	(再掲)	(再掲)